

## 第26回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和5年7月25日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）福井県、小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業））
- ② 漁業権の免許申請について
- ③ 沿岸漁場管理団体の指定について
- ④ 沿岸漁場管理規程の認可について
- ⑤ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について
- ⑥ 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について
- ⑦ 6月の許認可実績について
- ⑧ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年7月18日

### 3. 出席者

出席委員（14名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 小川 英樹

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 木戸 信裕

〃 笹波 守勝

〃 橋本 勝寿

委員 稲村 幸雄

〃 勝木 省司

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

欠席委員（1名） 坂下 優

水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、  
原田主任技師、川田技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

- (1) 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）福井県、小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業））  
(資料1参照)

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。

(2) 漁業権の免許申請について（諮問）

（資料 2 参照）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(3) 沿岸漁場管理団体の指定について（諮問）

（資料 3 参照）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(4) 沿岸漁場管理規程の認可について（諮問）

（資料 4 参照）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(5) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）

（資料 5 参照）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について

2 題の議題案を審議した結果、いずれも妥当と認め提出することが承認された。

（資料 6 参照）

(6) 6 月の許認可実績について

（資料 7 参照）

水産課より報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後 3 時 0 0 分

第26回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 定刻となりましたので、第26回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
なお、本日は、坂下委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 皆様、暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。  
各地に豪雨災害をもたらした梅雨も九州・山口県の一部を除き、梅雨明け宣言が発表されました。本格的な夏の到来です。  
私たちの水産業に目を向けると、近年、それなりに水揚げのあった夏イカの水揚げが沿岸、沖合ともに振るわず、県漁協や関係団体に及ぼす影響は大であります。そんな中、世界的な関係業界を巻き込み、小木支所でイカ資源回復連携に向けた協議が行われたようであり、8月4日以降にロシアEEZ内に操業も再開されるということであり、今後の秋・冬漁に期待しているところであります。  
以上、簡単ですがあいさつといたします。今日はよろしくお願いたします。

木 本 局 長 ありがとうございます。  
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。  
最初に次第、資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「漁業権の免許申請について」こちらも諮問文が先にあるもの、資料-3「沿岸漁場管理団体の指定について」諮問文が1枚のもの、資料-4「沿岸漁場管理規程の認可について」諮問文が先にあるもの、資料-5「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」諮問文が先にあるもの、資料-6「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について」、資料-7「6月の許認可実績について」、参考資料として6月分の漁海況情報をおつけしています。  
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を勝木委員と笹波委員にお願いします。

[ 両委員 了承 ]

新 谷 会 長 では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

山岸主任技師

資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川田技師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページからの制限措置をご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可のうち、私の方からは、(1)小型いか釣り漁業(あかいか)、かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))についてご説明させていただきます。残りの許可につきましては、後ほど坂本の方からご説明いたします。

2ページにお示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて5ページの(1)でご説明いたします。

こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するものとなっております。まず、小型いか釣り漁業(あかいか)につきまして、県漁協押水支所から1件、羽咋支所から2件、内浦出張所から1件の要望がありました。

各支所からの要望について、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。①許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の44件、うち遊休許可の名簿管理の数10件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から4件を新たに許可することにより、変更後の許可数は48件となります。遊休許可の名簿管理の数は10件と変わりません。これによって、②遊休許可の枠数管理の数は、変更前の6件から4件減って2件になります。

次に、かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))につきまして、県漁協羽咋支所から1件の要望がありました。

こちらについても、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。①許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の5件、うち遊休許可の名簿管理の数2件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は6件となります。遊休許可の名簿管理の数は2件と変わりません。これによって、②遊休許可の枠数管理の数は、変更前の5件から1件減って4件になります。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1)小型いか釣り漁業(あかいか)、かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数をそれぞれ4、1とし、遊休許可の枠数管理の数をそれぞれ2、4とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと

月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年7月25日から令和5年7月31日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

私からは以上になります。

坂本主任技師

水産課の坂本です。底びき網漁業担当ということで、関連案件について説明いたします。

資料3ページにあります制限措置ということで、許可すべき隻数、操業区域、漁業の時期等を公示する内容について説明します。

まず、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）ということで、これは、石川県が福井県に対して出す相互入漁の許可になります。つまり、これと同じ許可を福井県からも石川県の漁業者に対して出しております。

許可内容については、毎年、三国・越前と橋立・金沢の操業について、福井県の行政担当と顔を合わせて、話し合いをしております。今回も、今月5日に福井県の担当者と話し合いをしまして、これまでと同様の許可の区域、条件で引き続き実施し、また、併せて許可の隻数については、同数ではありませんが、引き続き適宜、様子を見ながら話し合いをしていきたいと思いますということになりました。

この話し合いを踏まえ、制限措置は、隻数は18隻、操業区域は前年と同様、漁業を営む者の資格としては、漁船使用者、また、福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者ということになっております。許可の有効期間については、毎年1回話し合いをしながら、検討していきますので1年間にしております。併せて、資料9ページになりますけれども、許可等の取扱方針があります。内容については、3ページの制限措置の内容と全く同じになりますので、この部分は説明を割愛いたします。

7ページの参考と書かれている「小型機船底びき網漁業の相互入漁に関する許可取り扱い」の資料は、石川県と福井県の担当者が顔を合わせて、お互いに許可の条件なり区域等を定めている許可の取り扱いになります。現在、これは生かしつつ、両県がそれぞれ許可の取り扱い方針を制定して、公示、許可申請を経て許可を出すということになりますので、参考に付けております。

また、11ページに操業区域についても参考資料として添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ですが福井県の入会の許可についての説明は以上になります。

引き続き、小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）の内容についてご説明します。

資料は4-1と書かれているページになります。

こちらは、主に七尾湾内で操業されている5トン未満の小型船で行われる底びき網漁業に対する許可で、主にナマコやエビを漁獲す

るものになります。通常の底びき網と比べて、網の入り口部分にビームと呼ばれる棒が渡して取り付けられており、曳網の際にはいつでも口が開いている状態を保つことができるようになっているのが特徴で、船が旋回しても漁獲が可能な小回りの利く漁業です。

こちらの許可については県漁協ななか支所及び七尾支所所属の漁業者に許可されており、関係支所に確認したところ、現行許可者全員が継続申請をする予定であり、内容変更、新規許可希望者はいないとのことでした。

公示内容について、許可すべき件数はそれに合わせてななか12件、七尾20件としております。操業区域については、ななか地区、七尾地区でそれぞれ定められておりますが、いずれも現行の操業区域から変更ありません。漁業の期間についても変更なく、5月1日から翌年4月15日までとしております。許可の申請をすべき期間としては、7月25日から8月24日までとしております。

手繰第2種漁業についての説明は以上となります。併せてご審議願います。

説明が長くなり恐縮ですが、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）について案件が追加となりましたので、ご説明いたします。

資料は4-2と書かれたページになりますが、内容としては公示期間の延長です。

先月の海区で許可公示内容について諮問し、答申をいただいたところですが、許可申請期間は7月31日までという設定にしておりました。この度、申請予定の船舶について、機関換装をするものがあり、当初の予定では申請期間内に工事完了した後に継続の許可申請をすることになっておりましたが、造船所において業務集中等の理由により工期が申請期間中に間に合わない案件が出てきました。

継続の許可において、新しい許可証を発行した後であっても現行許可の有効期間内に許可内容を変更した場合、新しい許可と内容が異なるということで許可できないこととなっております。そのため、不測の事態によって許可できないという状況を回避するため、やむを得ず申請期間を延長したいと考えております。

この修正を加え、資料のとおり、申請すべき期間について7月31日までだった部分を8月20日までと変更しております。他の案件とは少々異なりますが、変更後の公示内容について、ご審議の程、よろしく願いいたします。

今回、小型機船底びき網に関する案件は以上となります。長くなりましたが、それぞれについて、ご審議よろしく願いいたします。

新 谷 会 長	<p>ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[ 質問なし ]</p>
新 谷 会 長	<p>質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[ 異議なしの声 ]</p>
新 谷 会 長	<p>では、次に、議題2の「漁業権の免許申請について」、知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。</p>
山 岸 主 任 技 師	<p>資料2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。</p> <p style="text-align: center;">[ 諮問文朗読 ]</p> <p>内容について、水産課より説明をお願いします。</p>
須 沼 専 門 員	<p>水産課の須沼です。</p> <p>第15次海面漁業権免許切替えに係る漁業権の内容たる漁業の免許の申請についてご説明させていただきます。説明の前にまずは資料のご確認をお願いします。</p> <p>資料2になります。12ページには今ほど説明のありました知事から当委員会への諮問文、13、14ページには説明資料、15、16ページには関係する漁業法の条文の抜粋、17ページから27ページには、免許申請内容一覧があります。最後に28ページから参考資料として、漁場概略図を添付しております。</p> <p>それでは、13ページをご覧ください。6月30日の締切りをもって、漁業権免許の申請書が県に提出されておりますので、先ほどの諮問文のとおり、漁業法第70条の規定に基づき、当委員会のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>まず、(1)にあります「免許の申請状況」についてですが、当委員会で審議されまして、県で決定、公示された漁場計画上の件数は、共同漁業権が34件、区画漁業権が56件、定置漁業権が54件となっております。</p> <p>その漁場計画に対し、免許申請については、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権とも漁場計画1件に対して1件の申請がありまして、※印にも記載していますが、同一の漁業権に対して複数の免許申請、いわゆる競願はありませんでした。そのため、前回の委員会で説明しました、免許申請者の審査基準を用いる必要はありませんでした。</p> <p>それでは、各漁業権の申請内容についてご説明します。まず共同漁業権について、17ページ目をご覧ください。</p> <p>本県の漁業協同組合はご承知のとおり、県一漁協であることから、</p>

共第1号から34号まで、全て石川県漁業協同組合が申請者となっております。

つぎに、区画漁業権19ページ目をご覧ください。

区第1号のかき垂下式養殖業、区第2号から区第4号わかめ養殖業は、申請者が石川県漁協、区第5号のわかめ養殖は申請者が西海丸定置株式会社、区第6号及び区第7号の魚類小割式養殖業、区第8号から区第10号のわかめ養殖業、区第11号のわかめ・こんぶ養殖業、区第12号のわかめ養殖業、区第13号の魚類小割式養殖業、区第14号及び区第15号のかき垂下式養殖業、区第16号の魚類小割式養殖業、区第17号のかき垂下式養殖業、区第18号のとりがい垂下式養殖業、区第19号及び区第20号のかき垂下式養殖業、区第21号のとりがい垂下式養殖業、区第22号から区第25号のかき垂下式養殖業、区第26号のとりがい垂下式養殖業、区第27号から区第34号のかき垂下式養殖業、区第35号のとりがい垂下式養殖業、区第36号から区第50号のかき垂下式養殖業は、申請者がいずれも石川県漁協です。区第51号のかき垂下式養殖業は、申請者が坂下金上、区第52号及び区第53号のとりがい垂下式養殖業は、申請者が石川県漁協、区第54号のかき垂下式養殖業は、申請者が菅野伸吾、区第55号わかめ養殖業は、申請者が萩原稔ほか1名、区第56号わかめ養殖業は、申請者が山下正人ほか3名となっております。

つぎに定置漁業権の免許申請について、23ページ目をご覧ください。

定第1号及び定第2号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社金城水産、定第3号の雑魚定置漁業は、申請者が株式会社本吉漁業、定第4号から定第6号の雑魚定置漁業は、申請者が西海丸定置株式会社、定第7号のたい定置漁業は、申請者が直江久信ほか2名、いわゆる門前大敷です。定第8号のたい定置漁業は、申請者が角谷静男ほか2名、いわゆる門前大敷です。定第9号のたい定置漁業は、申請者が旭岡敏文、定第10号のたい定置漁業は、申請者が有限会社巢洋大敷、定第11号の雑魚定置漁業は、申請者が曾々木定置漁業株式会社、定第12号の雑魚定置漁業は、申請者が小泊十六号定置網株式会社、定第13号及び定第14号の雑魚定置漁業は、申請者が田川益蔵、定第15号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社寺山水産、定第16号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社中漁業部、定第17号の雑魚定置漁業は、申請者が株式会社カネウラ水産、定第18号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社中漁業部、定第19号のぶり・さば定置漁業は、申請者が濱中喜一ほか57名、いわゆる宇出津大敷です。定第20号のぶり・さば定置漁業は、申請者が島敏明ほか62名、いわゆる藤波大敷です。定第21号のぶり・さば定置漁業は、申請者が中田隆史ほか52名、いわゆる波並大敷です。定第22号のぶり・さば定置漁業及び定第23号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社中作、定第24号のぶり・さば定置漁業は、申請者が有限会社日の出大敷、定第25号、26号、27号、28号の雑魚定置漁業は、申請者が馬場進、定第29号のぶり・さば定置漁業は、申請者が有限会社日の出大敷、定第30号及び31号の雑魚定置漁業は、申請者が角屋宏明、定第32号の雑魚定置漁業は、申請者が木戸信裕、定第33号の雑魚定置漁業は、申請者が道地正行、定第34号の雑魚定置漁業は、申請者が彦八定置



株式会社、定第35号の雑魚定置漁業は、申請者が木戸信裕、定第36号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社梅屋、定第37号の雑魚定置漁業は、申請者が木戸信裕、定第38号のぶり・さば定置漁業及び定第39号の雑魚定置漁業は、申請者が鰯目大敷網株式会社、定第40号の雑魚定置漁業は、申請者が有限会社梅屋、定第41号のぶり・さば定置漁業は、申請者が小幡紀喜ほか3名、いわゆる鹿渡島定置です。定第42号の雑魚定置漁業は、申請者が小幡紀喜ほか1名、いわゆる彦八定置です。定第43号の雑魚定置漁業は、申請者が安井博昭、定第44号の雑魚定置漁業は、申請者が石崎儀彦、定第45号の雑魚定置漁業は、申請者が水口永和、定第46号の雑魚定置漁業は、申請者が株式会社鹿渡島定置、定第47号、定第48号、定第49号の雑魚定置漁業は、申請者が一瀬保夫ほか165名、いわゆる岸端定置網組合です。定第50号の雑魚定置漁業は、申請者が中川義久ほか22名、いわゆる白鳥定置網組合です。定第51号、定第52号、定第53号の雑魚定置漁業は、申請者が株式会社佐々波鱒網、定第54号の雑魚定置漁業は、申請者が濱光之となっております。

以上が、定置漁業権の免許申請内容となっております。

資料13ページにお戻りいただき、先ほどお伝えしたとおり今回は競願がありませんでしたので、「(2) 免許をすべき者の決定について」にあるとおり、①申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき。②海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。③漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。④ 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。を除き免許しなければならないとされております。

この4項目について、申請書を県で受理した段階でチェックした結果、①適格性については、申請者は全て適格性を有しておりました。なお、免許申請者の適格性については漁業権の種類によって内容が異なっております。(3) 免許についての適格性についてで、簡単にご説明します。

まず漁協が免許申請者となる団体漁業権については、共同漁業権と区画漁業権のうち類似漁業権以外つまり新規漁業権分については、関係地区の全部又は一部を含む漁業協同組合であって、当該関係地区に住所を有し、年間90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上を組合員としていることとされております。区画漁業権のうち類似漁業権分については、関係地区の全部又は一部を含む漁業協同組合であって、当該関係地区に住所を有し、当該漁業、つまりその養殖業を営む者の属する世帯数の3分の2以上を組合員としていることとされております。

次に漁業者が免許申請者となる個別漁業権については、区画漁業権と定置漁業権がありますが、いずれも、次のいずれにも該当しない者とし、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。暴力団員等であること。法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。とされております。

「(2) 免許をすべき者の決定について」に戻りまして、②申請内

容は漁場計画の内容と同様であり、③漁業権の不当な集中になるということもありませんでした。④漁場が他人の所有、占有というケースは本県の漁場については該当がありません。

以上のことから、県としては各免許申請に対して申請内容のとおり各漁業権を免許したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はござい  
ませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事からの諮問「漁業権の免許申請について」  
は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思ひますが、  
よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長

では、次に、議題3の「沿岸漁場管理団体の指定について」になり  
ますが、こちらは議題4の「沿岸漁場管理規程の認可について」と内  
容が関連しておりますので、2議題まとめて説明をお願ひしたいと思  
ひます。それでは、よろしくお願ひします。

山 岸 主 任 技 師

資料3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ておりま  
す。

[ 諮問文朗読 ]

続きまして、資料4をご覧ください。こちらも諮問文が来ておりま  
す。

[ 諮問文朗読 ]

内容について、水産課より説明をお願ひします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。

第15次海面漁業権免許切替えに係る沿岸漁場管理団体の指定及  
び沿岸漁場管理規程の認可についてご説明させていただきます。説明  
の前にまずは資料のご確認をお願ひします。

33ページ及び34ページには今ほど説明のありました知事から  
当委員会への諮問文、35ページと36ページには説明資料、37ペ  
ージと38ページには関係する漁業法の条文の抜粋、39ページと4  
0ページには沿岸漁場管理規程を添付しております。

それでは、35ページをご覧ください。

まず、以前にも説明しましたが、おさらいの意味も込めて、沿岸漁  
場管理制度について説明いたします。

(1) 概要としまして、沿岸漁場管理制度は令和2年の漁業法改正  
において新たに設定されて制度であります。漁業者や漁協は、以前  
より沿岸水域において、漁場清掃や種苗放流などの保全活動を実施し

ております。この保全活動が収益を生むものではありませんが、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く恩恵を受けるものであります。

そのため、沿岸漁場管理制度は、都道府県知事が「保全沿岸漁場」を海区漁場計画に定め、保全活動を実施する管理団体を指定するとともに、団体が定める沿岸漁場管理規程を認可し、国民や関係者の理解醸成や活動体制の適正化・透明化を図っていく制度であります。

(2)では、沿岸漁場管理制度における保全活動の種類を示しております。①漁場の状況に関する調査。具体的には赤潮の発生状況の監視、水底の底質の調査等です。②漁業の対象となる水産動植物の生育に資する活動。具体的には漂流物の除去、有害動植物の駆除等です。③漁業の対象となる水産動植物の増殖。具体的には種苗の放流です。④漁業関係法令に違反する行為を抑止するために必要な活動。具体的には密漁監視活動等です。

(3) 沿岸漁場管理団体の指定や沿岸漁場管理規程の流れですが、まず、漁業権と同様に、県が要望・実態調査を実施し、利害関係人意見聴取、海区委員会への諮問を経て、海区漁場計画に保全沿岸漁場の位置・区域、保全活動の種類を規定します。次に漁協等が県に沿岸漁場管理団体の指定申請や沿岸漁場管理規程の認可申請を行い、県は海区委員会に対して諮問することとなっております。この点線部分のところが現在です。

その後、管理団体の指定や規程の認可がなされ、保全活動が実施されることとなります。なお、実施状況は管理団体から県に報告、また県は報告内容を海区委員会に報告することとされております。

以上が沿岸漁場管理制度についてでございます。

それでは、36ページ目、沿岸漁場管理団体の指定及び沿岸漁場管理規程の認可についてです。

まず、管理団体の指定の申請状況ですが、海区漁場計画の内容として、保第1号として輪島市地先、漁場は共第8号輪島市本土側の区域となります。保全活動の種類は、漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動と種苗放流活動です。このことに対して、石川県漁業協同組合から管理団体の指定の申請がありました。

沿岸漁場管理団体の指定の審査については、漁業法第109条及び第110条の規定により、①保全活動を適切に実施するために必要な能力を有するか、②役職員の構成が保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないか、③保全活動以外の業務が保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないかについて審査することとされております。

石川県漁協の輪島支所では、当該漁場において、以前よりアワビ等の種苗放流活動や水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動を実施しており、①～③の項目について問題ないと考えております。

つぎに沿岸漁場管理規程の認可の審査についてですが、まずは39ページの沿岸漁場管理規程をご覧ください。この沿岸漁場管理規程は石川県漁協から認可申請があったものです。

第3条に保全活動を実施する区域、期間及び内容、第4条には沿岸漁場管理団体の遵守事項が示されております。また第7条に保全活動に要する費用の見込みに関する事項として、保全活動に要する費用は、自主

財源(賦課金等)、組合員の負担金及び補助金によるものとする。なお、当該費用に関し、員外受益者からの徴収は行わないが、必要となった場合には、本規程の見直しを行い、徴収する費用の使途及び額並びに算定の根拠を定めることと定められております。

ページ36ページに戻っていただきまして、管理規程の認可の審査については、漁業法第111条の規定により以下の項目を審査することとなっております。①沿岸漁場管理規程に、保全活動の実施期間・区域、内容、遵守すべき事項、受益者の負担額・算定根拠・使途等が定められているか、②保全活動を効果的かつ効率的に行う上での確か、③不当に差別的なものでないか、④費用負担の額が利益の内容・程度に照らして妥当かについて審査することとされており、申請のあった当該規程は、①～④の項目について問題ないと考えております。

以上のことから、県としては石川県漁業協同組合を沿岸漁場管理団体に指定するとともに、沿岸漁場管理規程を認可したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

新 谷 会 長           ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

五十嵐会長代理       水産課が要望の実態調査を実施した段階で、今回申請があった輪島市地先以外に、そういった場所はなかったのでしょうか。

須 沼 専 門 員       県の方で聞き取りはさせていただいたのですが、実際に保全活動については、水産多面的機能発揮対策事業以外でも皆さん行われていますが、この沿岸漁場管理制度によらなくても活動は問題なく実施していただけるということを理解いただいたうえで、要望は特段なく、輪島支所の部分だけがあがってきたので、このように漁場計画に決めました。

新 谷 会 長           他になければ、まず、議題3「沿岸漁場管理団体の指定について」の知事からの諮問は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長           続きまして、議題4「沿岸漁場管理団体の指定について」の知事からの諮問は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長           では次に、議題5の「くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山岸主任技師       資料5をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ておりま

す。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課の原田です。

資料5の42ページで説明させていただきます。

くろまぐろにつきましては、定置網と漁船漁業の2つの区分を県内で設けまして、それぞれにTACを配分して管理を進めているところでございます。しかし、6月に入ってから、特に釣りや引き縄釣りなどの漁船漁業でくろまぐろの漁獲が嵩んでまいりました。資源の増加といった傾向も踏まえてこのような漁獲状況だったのだと考えております。県としてもできる限り枠を有効に使っていただきたいということで、枠の限りはありますが、定められた分はしっかり獲っていただくという前提で、日々、漁業者にも管理をお願いしていたところですが、このたび、枠を少し超過してしまったということで、漁船漁業について、小型魚においては7月7日に、大型魚については7月13日にそれぞれ採捕停止命令を発出したしました。これは枠の超過が判明した時点で、採捕停止命令というのが法律上かかってしまうということで、採捕停止命令が発出された翌日から漁船漁業では一切獲ってはいけませんという事態になったということになります。

採捕停止命令の発出下においては、やむを得ない混獲であった場合でも、罰則がかかるという非常に厳しい処分になっており、操業に及ぼす影響も大きいことから、できる限り採捕停止命令は解除したいという思いがありますので、今回は採捕停止命令を解除するために、留保分から最低限の数量を漁船漁業管理区分に配分したいということで諮問させていただいております。

なお、あくまで採捕停止命令を解除し、過度な罰則を避けることが目的ですので、引き続き、TAC管理の遵守という面から、漁船漁業によるくろまぐろ狙いの操業に関しては、自粛してくださいといった勧告自体は継続し、その旨の説明は各漁協支所を通じて実施していきたいと思っております。

一方で、冬場の内浦地区などでは、釣りでシビコサイズを狙う漁業実態もございます。そういった主漁期の来ていなかった漁業者に対しましても配慮しながら、枠の関係もありますので、留保の中からどのくらい割くことができるかといった調整を経てにはなりますが、時期が近づいてきましたら、本委員会で見解を伺ったうえで、枠の配分をすることになるかと思っております。

今回につきましては、当面の採捕禁止命令の解除を念頭に、漁船漁業に対して、県の留保から小型魚、大型魚それぞれ200kgの配分をさせていただきたいと考えております。参考までに、次のページに配分についての告示案を添付してあります。

説明は以上です。

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問等なければ、知事からの諮問「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」は妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

ないようであれば、次に、議題6の「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の提出議題について」事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師

事務局の山岸です。資料6をご覧ください令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の日本海ブロック会議への提出議案についてご説明させていただきます。

まず、この全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議は、全国海区漁業調整委員会連合会が主催し、日本海に接する北海道から福岡県にかけての14道府県の海区の会長が出席する会議です。今年度は、10月に山口県で実施される予定となっております。このブロック会議で審議された内容も踏まえまして、来年5月の全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会において審議して、承認されたものが、最終的な要望書となって、来年7月に関係省庁に提出されます。

なお、この日本海ブロック会議に先立ち、新潟県から福井県までの4県5海区では、毎年9月に会長会議を開催し、ここで各県の提案を持ち寄って審議した上で、4県5海区の共同提案という形で日本海ブロック会議に提出してきております。今年は、9月に石川県で実施することとしております。

本県からは44、45ページの2題について提出したいと考えています。

まず、44ページをご覧ください。「大和堆で違法操業する外国漁船の取締強化について」という議案です。これは、平成14年度から要望しておりますが、今年も継続して要望したいと考えております。内容に関しましては、従前のものをベースに、細かい文言等を現状に合わせて今年度版に修正しております。それでは提出議案を読み上げます。

[提出議案朗読]

次に、45ページをご覧ください。「クロマグロの資源管理について」という議案です。これは、平成27年度から要望しておりますが、今年も継続して要望したいと考えております。こちらにつきましても、従前のものをベースに、現状に合わせて今年度版に修正しております。それでは提出議案を読み上げます。

[提出議案朗読]

以上、2つの提出議案についてご審議程、お願いいたします。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

太 田 委 員

外国船の取締強化について、継続して要望していますが成果はできていますか。

沢 田 課 参 事

取締りの成果についてですが、要望を出したことを受けて、国の方では取締船を新造し、人員を配置するなどして取締りを強化しています。また、イカ釣り漁期前から大和堆に取締船を重点的に配備し、外国漁船に対して放水するなどの取締活動を実施しています。

また、正確な数字は持っていませんが、平成29年頃から外国漁船による違法操業が顕著に増えており、それから2年から3年ほどは、毎年5千隻から6千隻の北朝鮮船や中国船に対して放水を行い、退去警告を出しておりました。それ以降、外国漁船は徐々に減少しており、令和3年は1千隻未満、令和4年は百隻未満、令和5年は今のところ0隻となっています。近年、するめいかが釣れないという状況もありますが、国の取締活動により違法外国漁船の数は減少している状況です。

笹 波 委 員

くろまぐろについては資源回復を目的に様々な取組みが行われていますが、近年、資源はとても増えているように思っています。どのくらいまで資源が増えれば資源回復したとみなされるのか、目標のようなものはあるのでしょうか。

また、遊漁船に関しては悪い噂を聞いていますが、遊漁船が違反操業した場合は誰が取り締まることになるのでしょうか。

坂 本 主 任 技 師

1つ目のどれくらい資源が増えれば資源化回復したとみなされるのかについてですが、国の水産研究機構が国際的な研究機関と研究している中で、2年に1回くろまぐろの資源評価を行っています。そのなかで次期回復目標というものを設けており、その数値を越えることが目下の目標になっております。では、実際にどのくらい増えているのかについてですが、国際的な研究機関の予想では、2023年度に目標値は超えるのではないかと予測がされています。次の資源評価が2024年度になりますので、来年度にはそういった結果が出てくるのではないかと考えております。

さらに状況を説明すると、毎年、水産庁としても国際会議でくろまぐろの増枠に向けてどのように取り組んでいくか作戦を考えているのですが、来年度の資源評価をもって、ある程度の増枠を要求しようというスタンスでいるようです。資源に関してはそのような状況でございます。

遊漁船の取締りに関してですが、遊漁船、遊漁者も含めてになりますが、漁業法に基づいた海区漁業調整委員会のより広域な調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示で遊漁者に対してもくろまぐろの制限がかけられています。

こちらの委員会でも何度かご説明しておりますが、広域漁業調整委員会指示の形になりますので、取締りの最終的なところは国になります。

す。ただ、毎回、国が現場に出てきて取締りを行うわけにもいきませんので、各県に委ねられている部分も大きいです。我々も取締船と協力しまして浜回りをしつつ、クーラーボックスの確認等も行っています。そこで違反案件が見つかった場合は、国に報告し、然るべき対応を取ってもらうという対応になるかと思えます。

笹波委員

くろまぐろが増えているのと、するめいかが減っていることとの関連はあるのでしょうか。

坂本主任技師

現状では関連はわかっていないという答えになります。ただ、大型の肉食魚であるくろまぐろが増えれば、そういった影響も少なからずあるのではないかということも、要素の1つとして考えていかなければいけないと思っております。

太田委員

実際、くろまぐろに規制がかかってからするめいかは減少しておりますし、くろまぐろが集魚灯の周りに集まってくるとするめいかは逃げてしまいますので、影響が出ているのは事実です。

一方、くろまぐろを釣ろうと思っても数量の割り当てが少なく、すぐに上限に達してしまい漁にならないのが現状です。くろまぐろの数量の割り当てについて、もう少し何とかならないのでしょうか。

坂本主任技師

先ほど申し上げましたとおり、国の方でも国際会議の場で増枠に向けて動いている状況もありますので、県としましても現場の状況は伝えていきたいと思っております。

新谷会長

そのほか、質問やご意見等ないようであれば、次に、議題7の「6月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

川田技師

資料6に基づき説明

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新谷会長

それでは、「その他」で何かございますか。

新谷会長

なければ、事務局からお願いします。

山岸主任技師

次回の委員会についてご連絡いたします。8月の委員会はお休みとなりまして、今回は9月12日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新谷会長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新谷会長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。



ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---